

10 生活のきまりには、どんなことがあるの？

陽東地域学校園の小中学生の守るべき「生活の約束」です。ご家庭でもご指導お願いします。

陽東地域学校園児童生徒の目標

- ・ 礼儀正しくできる
- ・ 思いやりをもち親切にできる
- ・ 根気強く頑張ることができる

陽東地域学校園の約束（具体的な行動）

1 礼儀正しくできる

- ・ 元気にあいさつをします。
- ・ 時と場に応じた言葉をつかいます。
- ・ 名前を呼ばれたら、「はい」と返事をします。
- ・ 身だしなみをきちんと整えます。
（その場にふさわしい服装にします。）

2 思いやりをもち親切にできる

- ・ 相手の気持ちをよく考えて行動します。
- ・ 友だちを大切にし、互いに助け合います。
- ・ 他人に迷惑をかけるようなことはしません。
- ・ いじめは絶対にしません。

3 根気強く頑張ることができる

- ・ 授業に集中して取り組みます。
- ・ 清掃は心をこめて行います。
- ・ 自分の役割を自覚して最後までやりとげます。
- ・ 社会のルールや学校のきまりを守ります。



（峰小学校・石井小学校・陽東小学校・陽東中学校）

11 就学手続き（入学・転校）をする時にはどうしたらよい



就学手続き（入学・転校）について【宇都宮市教育委員会（宇都宮市役所 13 階）より】

小学校に入学するときは

就学時健康診断通知書

入学する前年の 10 月上旬に、日時と会場（学校）を指定した通知書をお送りします。

就学時の健康診断は、お子さんが元気に学校へ通学できるよう学校保健法によって定められていますので、必ずお受けください。

なお、当日発熱等で健康診断が受けられない場合、あるいは、当日の都合や健康診断内容に関する相談は、健康診断会場の小学校に直接ご連絡してください。

また、通知書が届かなかったり、内容に誤りがあったときには、早めにご連絡ください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校健康課保健体育グループ 電話番号：028-632-2756

入学通知書

入学する年の 1 月下旬に、入学する小学校を指定した通知書をお送りします。

通知後に市内間で住所の異動が生じた場合には、改めて通知書をお送りします。

なお、指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので（就学指定校の変更）、お問い合わせください。

また、通知書が届かなかったり、内容に誤りがあったときには、早めにご連絡ください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

（注）なお、心身に障がいがあり、入学に関して不安があるときや、小・中学生の心や身体についての悩みがあるときは、宇都宮市教育センターで相談を受け付けています（電話予約が必要です）。

問い合わせ先：宇都宮市教育センター 電話番号：028-639-4380



中学校に入学するときは

入学通知書

入学する年の 1 月下旬に、入学する中学校を指定した通知書をお送りします。

通知後に市内間で住所の異動が生じた場合には、改めて通知書をお送りします。

なお、指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので（就学指定校の変更）、お問い合わせください。

また、通知書が届かなかったり、内容に誤りがあったときには、早めにご連絡ください。

問い合わせ先：宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号：028-632-2724

（注）なお、心身に障がいがあり、入学に関して不安があるときや、小・中学生の心や身体についての悩みがあるときは、宇都宮市教育センターで相談を受け付けています（電話予約が必要です）。

問い合わせ先：宇都宮市教育センター 電話番号：028-639-4380

市内間の転校手続は



1. 現在通っている学校に転校願を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
2. 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで住民票の異動手続を行います。その際に転校の手続きができますので、あらかじめご用意頂いた転校書類をお持ちになり、転入学通知書の交付を受けてください。
3. 指定を受けた学校に、在学証明書等転校書類及び転入学通知書を提出してください。

(注) なお、就学指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので、お問い合わせください。 問い合わせ先: 宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号: 028-632-2724

市外への転校手続は



1. 現在通っている学校に転校願を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
2. 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで転出手続を行います。
3. 転出先での転校手続については、各自治体で取扱が異なる場合がありますので、転入手続を行う際にお尋ねになるか、転出先の教育委員会にお問い合わせください。

市外からの転校手続きは

1. 現在通っている学校に転校願を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
2. 現在住んでいる市区町村で、住民票の転出手続きを行い、転出証明書の交付を受けてください。
3. 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで住民票の転入手続きを行います。その際に転校の手続きができますので、あらかじめご用意頂いた転校書類をお持ちになり、転入学通知書の交付を受けてください。
4. 指定を受けた学校に、在学証明書等転校書類及び転入学通知書を提出してください。

(注) なお、就学指定の学校について、特別な理由により変更できる場合がありますので、お問い合わせください。 問い合わせ先 : 宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号: 028-632-2724

海外からの編入学手続きは



1. 日本人学校へ就学している場合、現在通っている学校に転校する旨を申し出て、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。現地校の場合は、不要です。
2. 宇都宮市役所の市民課あるいは地区市民センターで住民票の転入手続きを行います。

3. 宇都宮市教育委員会の学校管理課の窓口で編入手続きを行います。その際にあらかじめご用意頂いた転校書類、また、出国時に住民票の異動手続きをされていない方は、出入国を確認するため、パスポートをお持ちください。
4. 窓口で編入学通知書の交付を受けてください。
5. 指定を受けた学校に、在学証明書等転校書類及び編入学通知書を提出してください。

(注) なお、就学指定の学校については、日本語指導が必要な外国人子女で、指定校に日本語指導講師が派遣されていないときで変更できる場合がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先: 宇都宮市教育委員会 学校管理課就学グループ 電話番号: 028-632-2724

お問い合わせ

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ(宇都宮市役所 13 階)
電話番号: 028-632-2723 ファクス: 028-639-7159

参考: 子育てや不登校、非行、虐待等に関する相談窓口の一例

子ども総合相談

子ども総合相談(電話相談可)

問い合わせ先: 子ども総合相談 電話番号: 028-632-2525

小中学生の不登校・学校生活・発達などの相談

教育相談(要予約)

場所・問い合わせ先: 市教育センター 電話番号: 028-639-4380, 028-639-4381

子どもや青少年に関する相談

市子ども家庭課

子ども総合相談

相談内容: 妊産婦やお子さんの健康、妊娠や子育ての心配事相談

電話番号: 028-636-2525

家庭児童相談室

相談内容: 児童に対する虐待、学校・家庭生活の相談

電話番号: 028-632-2390

市教育センター教育相談室

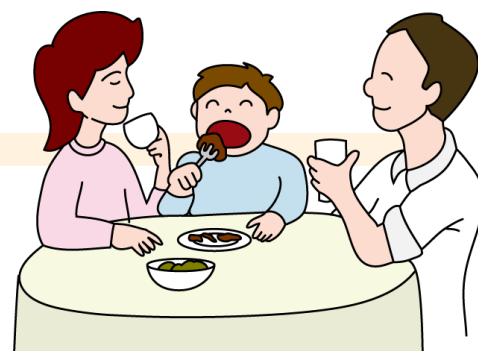
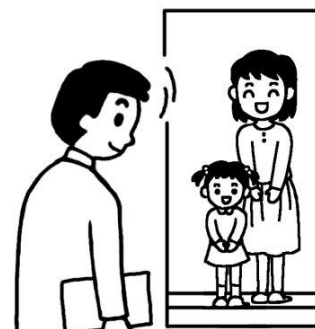
相談内容: 不登校・学校生活への不適應、就学などの相談

電話番号: 028-639-4380

市青少年自立支援センター ふらっぶ

相談内容: ニート・ひきこもり、非行などの青少年に関する相談

電話番号: 028-633-3715



「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援

対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (平成29年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	220万円程度	230万円程度	290万円程度	300万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により平成30年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：準要保護世帯の場合、給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	平成29年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学用品通学用品費		○	1年 11,420円 2年～ 13,650円	1年 22,320円 2年～ 24,550円	認定月日によって月割り
入学準備金		○	6年 47,400円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限りです。
新入学学用品費等		○	1年 40,600円	1年 47,400円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		6,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実 費		通学距離等の要件あり
学校給食費		○	実 費		
医療援助費	○	○	自己負担額		むし歯等の学校病に限りです。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

※ 申請は4月～1月末まで随時受け付け、認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

※ 認定となっても給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

Q3：どうやって申請すればいいの？ 認定結果はいつわかるの？

A3：申請方法と認定までの流れ（4月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ1 〔4月〕	①この案内からP3の「就学援助費受給申請書」を切り取り、必要事項を記入して、お子さんが通っている <u>学校に提出</u> してください。 〔 お子さんが、陽東地域学校圏内の小学校（峰小、石井小、陽東小）と陽東中学校に在籍する場合は、小学校へ提出して下さい。〕
ステップ2 〔6月中頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、 <u>学校を通じて</u> お知らせします。
ステップ3 〔6月下旬以降〕	③認定結果について、学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。（認定前に実施していた民生委員児童委員の家庭訪問は平成30年度の申請より不要となりました）

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要（生活保護を受けている世帯も同様）です。

Q4：いつ頃、どのように支給されるの？

A4：年3回（7、12、3月）に学校を通じて支給されます。

教育委員会から学校には以下の時期に支払いを行う予定ですので、詳しい支給時期は各学校にお問い合わせください。

支給回	支給時期	学 年	支給費目			
			給食費 学用品費 PTA会費	新入学 学用品費	校外活動費 修学旅行費	その他
第1回（4～6月分）	7月中旬	全学年	○			
		小1・中1	○	△※		
第2回（7～11月分）	12月中旬	全学年	○		△※	
第3回（12～3月分）	3月上旬	小6	○		△※	入学準備金
	3月上旬	中3	○		△※	クラブ活動費
	3月中旬	上記以外	○		△※	

※ 新入学学用品費は入学準備金を受け取っていない4月認定の1年生が対象になります。

※ 校外活動費や修学旅行費については、実施日等によって支給時期が異なります。

★ご注意いただきたいこと

- 平成30年度（平成29年中の所得）の申告がお済でない方がいる場合は、必ず、税務署または宇都宮市役所市民税課（市役所2階）で申告をお願いします。
- 平成30年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合は、転入前の市区町村が発行する「平成30年度の課税所得証明書等」の提出が必要となります。
- 認定後、世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合は各学校までご連絡ください。
- 「入学準備金」の支給を受けた方でも、入学後の援助を受けたい場合には申請が必要となります。

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所13階 電話：632-2723、2724）



13 自然災害（地震等）にみまわれたときの対処法はどうなってる

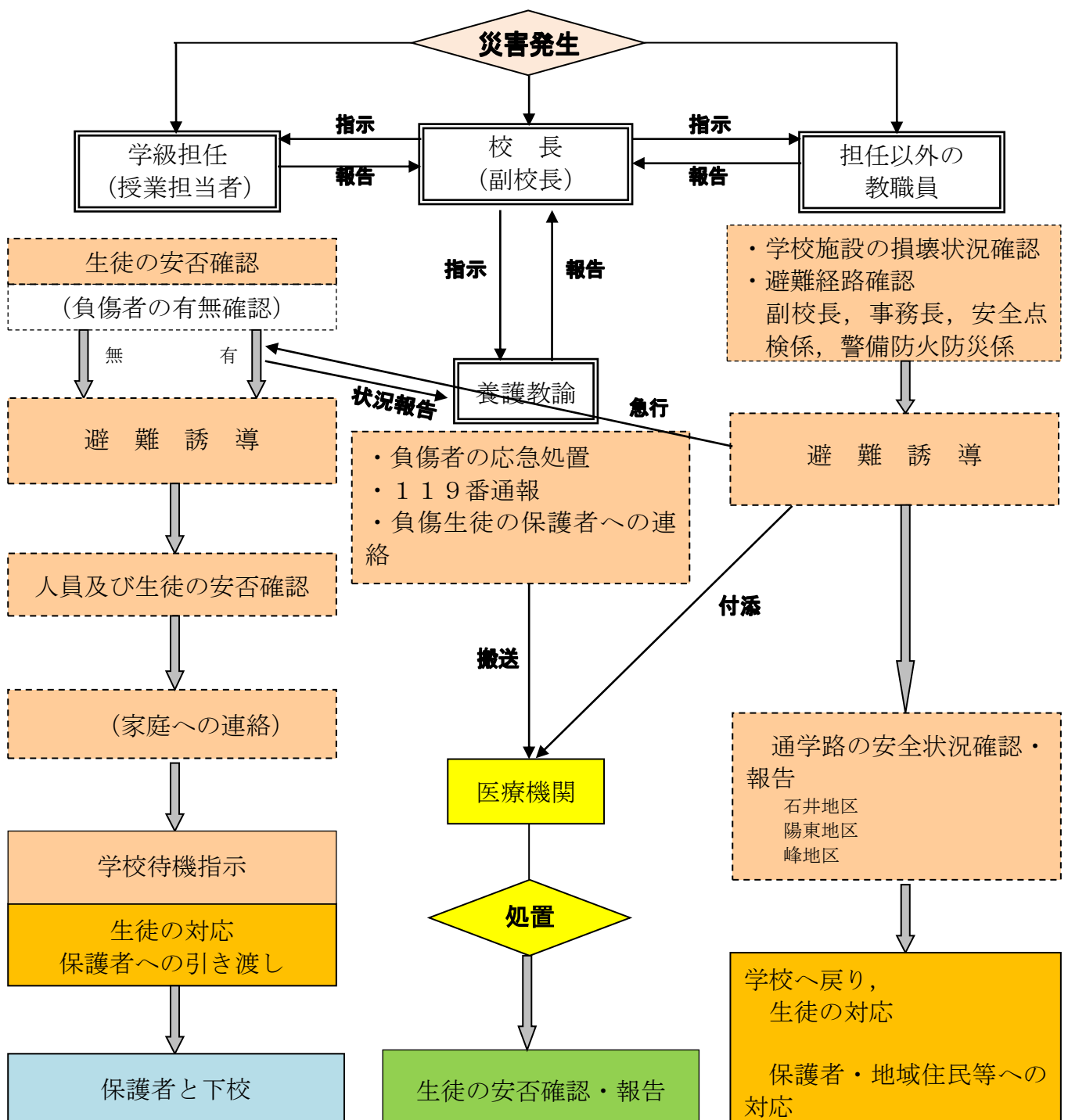
宇都宮市教育委員会では、「被害甚大な自然災害発生（震度5強以上の地震等）時の安全確保」を各小中学校に徹底すると共に、各校において、避難訓練等を行っております。保護者の皆様にも子どもの引渡しの場合等にご協力いただくことになります。子どもたちを守るために適切な対応をお願いいたします。

被害甚大な自然災害発生（震度5強以上の地震等）時の安全確保

教育活動中における場合
○対処、救急及緊急連絡体制

《方針》

- 1 生徒等の安全確保，生命維持優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速正確な連絡，通報



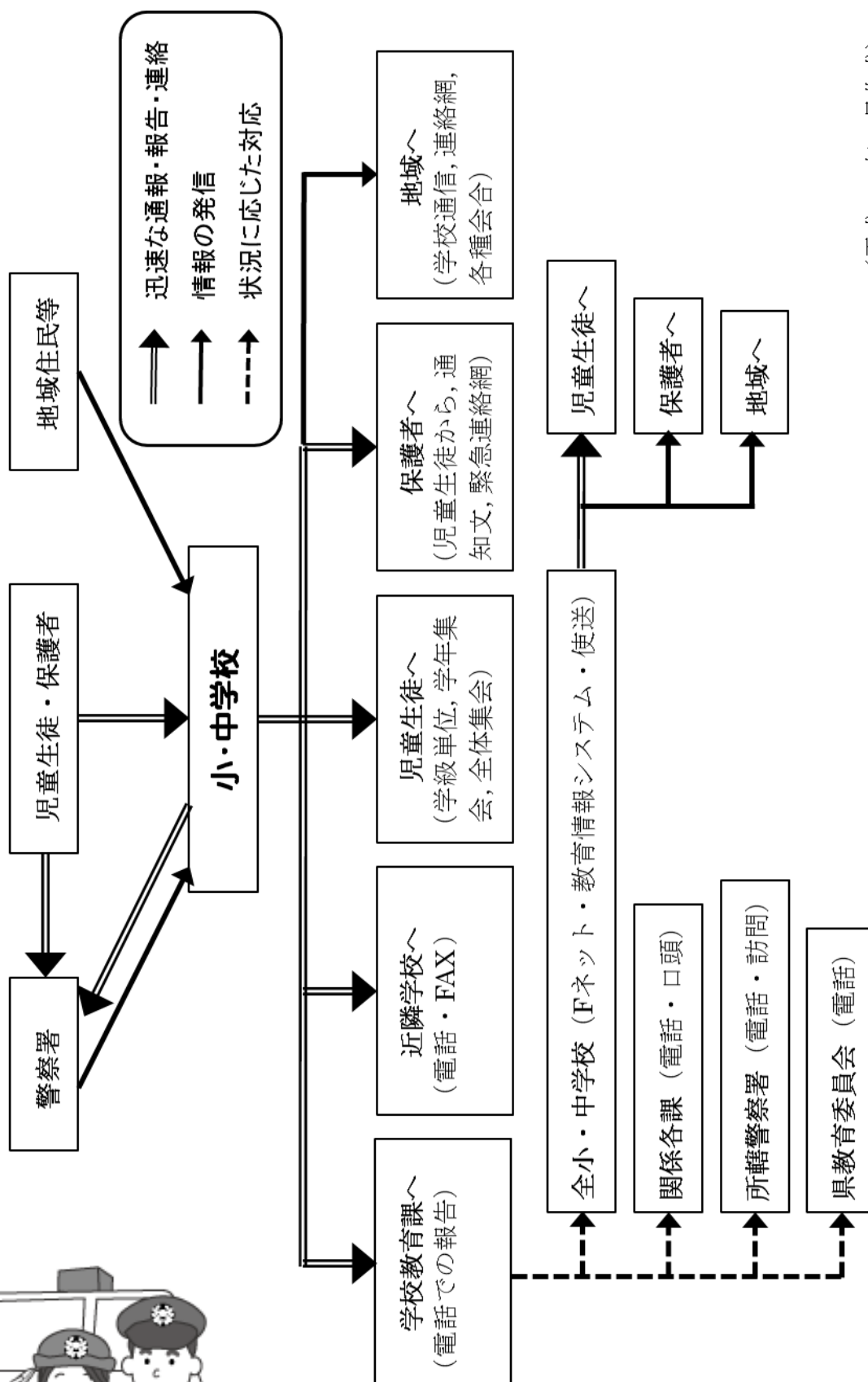
14 不審者への対処法はどうなってるの？

宇都宮市教育委員会では、「不審者被害発生時における連絡体制」を各小中学校に徹底すると共に、各校において、不審者に対応するための避難訓練等を行っております。地域の皆様、保護者の皆様も不審者を見かけたりしましたら、子どもたちを守るために適切な対応をお願いいたします。



不審者被害発生時における連絡体制

宇都宮市教育委員会学校教育課



(平成17年2月作成)

15 陽東地域学校園にはどんな自治会があるの？

自治会の方々は、地域のために様々な活動をしています。その中には、地域の子どもたちのための活動もたくさんあります。保護者の皆様にはご自分の所属する自治会の活動に積極的に参加し、地域と各家庭が連携することでより良く子どもたちを育てていくことをお願いいたします。

《峰地区》

- (1) 峰一自治会 (2) 峰二自治会 (3) 峰三自治会
 (4) 東峰中一自治会 (5) 東峰自治会 (6) 向原自治会
 (7) 峰向原自治会 (8) 平松町自治会 (9) 宇都宮大学南自治会
 (10) 平松ひかりヶ丘自治会



《石井地区》

- (1) 東峰南自治会 (2) 大島自治会 (3) 南西原自治会 (4) 岡台一区自治会
 (5) 石井西自治会 (6) 月見ヶ丘自治会 (7) 東峰竹自治会 (8) 古城内自治会
 (9) 根本自治会 (10) 福島自治会 (11) 岡東自治会 (12) 岡西自治会
 (13) 岡南自治会 (14) 下川岸自治会 (15) 西台南自治会
 (16) 石井団地自治会 (17) 久部自治会 (18) 西組自治会
 (19) 石井南自治会 (20) 生子下自治会
 (21) 新谷自治会 (22) 久保田自治会



《陽東地区》

- (1) 東峰西自治会 (2) 東峰中東自治会 (3) 南自治会 (4) ふたば自治会
 (5) 東中久保自治会 (6) 南中久保自治会 (7) 中央中久保自治会
 (8) 中久保自治会 (9) 松ヶ丘自治会 (10) さくら台自治会
 (11) 桜が丘自治会 (12) 東岡台自治会
 (13) 陽東桜が丘自治会 (14) ベルコート自治会



(町も心もぴかぴか活動②)



(町も心もぴかぴか活動①)

※陽東中学校区の公園の清掃作業

(9月上旬)

★学校と地域の一体化！

